

使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可について

2018年4月13日

使用済燃料再処理機構

当機構は、2016年11月、業務開始に当たり、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下「法」という。）第45条第1項前段の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）を運営委員会の議決を経て定め、同条同項の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けました。

[[2016年11月8日 お知らせ済み](#)]

その後、日本原燃株式会社の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の竣工時期が見直されたこと等を受け、本年3月、実施中期計画の変更について、運営委員会の議決を経て定め、法第45条第1項後段の規定に基づき、経済産業大臣に対して、変更の認可申請を行いました。また、同月、同大臣が実施中期計画を認可するに当たって、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議に鑑み、原子力委員会に対する意見照会も行われました。

[[2018年3月30日 お知らせ済み](#)]

本日、当該申請について、法第45条第1項後段の規定に基づく経済産業大臣の認可を受けました。当機構においては、引き続き本計画に沿って、安全の確保を最優先に使用済燃料の再処理等を着実に実施してまいります。

添付資料

[使用済燃料再処理等実施中期計画](#)

以上

＜お問い合わせ窓口＞

使用済燃料再処理機構 総務部

電話：017-763-5910（代表）